

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示	1
○道路区域の変更(四一〇・道路課)……………	1
公告	1
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	1
○秋田県教育委員会データ連携・運営基盤の借入に係る企画提案書の提出(教育庁総務課)……………	1

## 告 示

秋田県告示第四百十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十九年八月二十四日  
 秋田県知事 寺田典城

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道			本荘西目線	由利本荘市万願寺一番三地内	一七・〇〇〇三・四・〇〇	〇・一一二
			本荘西目線	"	一九・五〇〇三・四・〇〇	〇・一一二

### 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年八月二十四日から同年九月六日まで

## 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、能代市榊土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年八月二十四日

- 一 退任理事の住所及び氏名  
 能代市字柏子所百二十一番地 秋田 雅晴
- 二 退任監事の住所及び氏名  
 能代市字機織軒ノ目百九番地 藤田 勝

秋田県教育委員会データ連携・運営基盤の借入に係る企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。  
 平成十九年八月二十四日

- 一 企画提案書の提出を求める事項  
 秋田県知事 寺田典城

- (一) 借入物品の名称及び数量  
 秋田県教育委員会データ連携・運営基盤 一式
  - (二) 借入物品の仕様等  
 別に定める企画提案競技実施要綱等による
  - (三) 契約期間  
 平成十九年十一月月上旬(契約締結日)から平成二十六年三月三十一日
  - (四) 借入物品の設置期限  
 平成二十一年一月三十一日
  - (五) 借入物品の設置場所  
 別途指定する場所
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格  
 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「参加資格」という。)を有すると秋田県知事に認定されたものとする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - (二) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている

- (三) 参加資格の認定の手続  
 (一) 参加資格の認定申請  
 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に参加資格確認申請を行い、参加資格の認定を受けなければならない。
- (1) 提出書類及び提出部数
- (二) 参加資格の認定の申請  
 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に参加資格確認申請を行い、参加資格の認定を受けなければならない。
- (三) 参加資格の認定の手続  
 (一) 参加資格の認定申請  
 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に参加資格確認申請を行い、参加資格の認定を受けなければならない。
- (1) 提出書類及び提出部数

- 次に掲げる事項を記載した提案参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）一部
- ア 住所又は所在地、氏名又は名称法人その他の団体にあっては代表者の氏名並びに電話番号等（企業連合体での共同提案については、責任社を明確にし、提案社名を連名で記載するとともに、その事実を証明する協定書等の写しを添付すること。）
- イ 申請の日における資本状況及び従業員数等
- ウ 過去五年以内に、同種業務システムの構築業務を受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績（国及び地方公共団体を対象とするものに限る。）の内容及び地方工 受託組織体制、本業務に従事させることができる技術者の資格及び経験等
- オ 本公告の物品を自ら又は第三者をもって貸し付けできる能力を有することの証明等
- (2) 提出方法  
持参又は郵送すること。
- (3) 提出期間  
平成十九年八月二十四日（金）から同年九月七日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。なお、提出後における申請書の追加及び変更は認めない。
- (4) 提出場所  
郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎七階  
秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二
- (一) 参加資格の認定の時期  
平成十九年九月中旬
- (二) 参加資格の認定の結果の通知  
参加資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
- (三) 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明  
提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(一)の(4)の場所に提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。

- 四 企画提案書の提出手続
- (一) 提出書類  
次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判縦長用紙、横書き、左とじ）十部（正本一部及び副本九部）
- (1) 業務全体の理解度に関すること
- (2) 業務システム実現に必要な要件に関すること
- (3) 業務履行に関して必要な要件に関すること
- (4) 提案者に求める必要な要件に関すること
- (5) 借入及び運営に要する経費に関すること
- (二) 提出方法  
持参し、又は郵送すること。
- (三) 提出期間  
平成十九年九月二十八日（金）から同年十月五日（金）まで（休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は認めない。
- (四) 提出場所  
三の(一)の(4)に同じ
- 五 最優秀提案者の選定等
- (一) 選定に関し審査する事項  
企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
- (1) 業務全体の理解度に関すること
- (2) 業務システム実現に必要な要件に関すること
- (3) 業務履行に関して必要な要件に関すること
- (4) 提案者に求める必要な要件に関すること
- (5) 借入及び運営に要する経費に関すること
- (二) 選定方法  
企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
- (三) 選定の時期  
選定は、平成十九年十一月二日（金）までに行う。
- (四) 選定結果の通知  
選定結果については、書面により速やかに通知する。
- (五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明  
選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(四)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を三の(一)の(4)の場所に提出

- しなければならない。
- (2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
- (一) 説明書の交付期間  
平成十九年八月二十四日（金）から同年九月七日（金）まで（休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- (二) 交付場所  
三の(一)の(4)に同じ
- 七 参加資格及び現場説明会  
参加資格の認定手続に係る説明会は実施しない。現場説明会は、以下の日時で実施する。
- (一) 日時  
平成十九年九月四日（火） 午前十時三十分から
- (二) 場所  
秋田県庁第二庁舎八階八十一会議室
- 八 その他
- (一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (四) 最優秀提案者の選定に際して、提案者に対して企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (五) 借入物品の仕様等の説明資料の交付に当たっては、機密情報保持誓約書の提出を求める。
- (六) 問い合わせ先  
秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二
- 九 概要
- Summary  
 (1) Subject matter  
Proposals for lease of Data transfer platform system and operation monitor system and Data backup system to Akita Prefecture Board of Education  
 (2) Deadline for the submission of proposals  
5:00 p.m. 5th October, 2007  
 (3) Contact information  
General Affairs Division, Akita Prefectural Board of Education 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8580, Japan TEL 018-

860-5122

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄